

委託番号		連絡先	政策局芸術創造部芸術創造課 矢島
			電話 045-671-4198

設 計 書

委 託 名 ライブ配信型シンポジウム業務委託

履 行 場 所 横浜市内

履 行 期 間 契約締結日 から 令和3年3月31日まで

契 約 区 分 確定契約 概算契約

前 払 い 金 あり なし

部 分 払 い あり (回以内) なし

委 託 概 要

..... (1) ライブ配信型シンポジウムの開催準備及び運営

..... (2) シンポジウムのライブ配信

..... (3) 実施結果のとりまとめ

.....

.....

.....

.....

金抜き設計書

ライブ配信型シンポジウム業務委託 仕様書

1 総則

(1) 本仕様書は、「ライブ配信型シンポジウム業務委託」に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては本仕様書のほか、横浜市委託契約約款および契約規則を遵守すること。

2 履行場所

横浜市内

3 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日

4 業務の目的

本市で検討を進めている新たな劇場の検討状況や、文化芸術を取り巻く環境などについて、有識者との意見交換などを行うシンポジウムを通じて、市民から多くの意見を集めることを目的とする。

5 ライブ配信型シンポジウム実施概要

(1) 実施時期・時間

令和2年11月の金曜または土曜のうち、横浜市が指定する1日（2時間程度）

(2) 会場

横浜市役所など、横浜市内の会場

(3) 構成案

- ・新たな劇場の検討状況に関する説明
- ・有識者によるパネルディスカッション

当日、ツイッター等で質問事項を募り、パネリストが答える内容とする。

パネリスト：5人程度を想定（検討委員会委員、ゲスト登壇者等）

司会進行：1人

(4) 配信プラットフォーム

YouTubeのライブ配信プラットフォームから生配信する

6 委託内容

(1) ライブ配信型シンポジウムの開催準備及び運営

ア シンポジウムの企画

「5（3）構成案」を基に、効果的なシンポジウムとなるよう提案すること。

イ 「新たな劇場検討状況に関する説明」用プレゼンテーション資料作成

ウ パネルディスカッションの登壇者の手配

ゲスト登壇者、司会進行を手配すること。ゲスト登壇者は、バレエダンサーや音楽家など、舞台芸術と関わりの深い有識者を5人以上提案すること。また有識者は、想定される視聴者層への訴求力が高い有識者とする。

検討委員会委員のスケジュール調整は横浜市で行う。

ゲスト登壇者及び司会進行に対する交通費や謝金などについては、受託者が支払うこと。

エ 告知用開催案内チラシの作成

告知用開催案内チラシの版下作成及び印刷、封入を行うこと。

封入用の封筒は横浜市が用意し、受託者へ送付する。封筒1枚当たりチラシを20部入れ封入口を糊付け等せずに140セット作成し、残部数と合わせて、横浜市へ納品すること。

オ インターネット上での広報

本シンポジウムについて、インターネット上で必要な告知を行うこと。

カ 会場設営

当日使用する会場を横浜市役所とする場合は、会場及び机、椅子は横浜市が手配する。

キ 運営

市民からパネリストへの質問事項などを、ツイッターやファクス、メールで収集すること。またライブ配信中に、ツイッターからの意見が多く寄せられるよう、必要な仕掛けを行うこと。

シンポジウム用のファクス番号やメールアドレスは、受託者が用意すること。

ク 記録

写真の撮影及び発言内容の文字起こしをすること。

(2) シンポジウムのライブ配信

本シンポジウム専用のYouTubeチャンネルを開設し、ライブ配信すること。ライブ配信に必要な機材については、受託者が手配すること。配信する音声はピンマイクなどを使用して、良好な音質とすること。カメラは2台以上使用し、照明などを効果的に用いて良好な画質とすること。

インターネット回線は横浜市が光回線を用意するが、モバイルWi-Fi等を用いたバックアップ回線を受託者が用意すること。

(3) 実施結果のとりまとめ

報告書の作成及び印刷をすること。

7 成果品

(1) データ形式で動画を格納したDVD (1枚)

(2) 通常のDVDデッキで再生できるDVD (5枚)

※上記(1)及び(2)の動画の規格

- ・アスペクト比 16:9
- ・フォーマット WMV、MPEG4 (YouTubeで閲覧する際に最適化された形式)
- ・文字テロップ あり (文字起こししたものをテロップとして動画に載せる)
- ・マスタリング なし
- ・音声 インターネットでの視聴に適した良好な音質とすること

(3) 開催案内チラシ 3,500部 (A4, 両面、4C/1C)

(4) 報告書 (1部)

(5) 記録写真 (電子データ)

(6) 上記(3)及び(4)の電子データ

8 業務上の注意事項

(1) 本業務の遂行にあたっては、本市担当職員の指示に基づき、十分協議を行うこと。なお、必要事項については本市担当職員に適宜報告すること。

(2) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ職員と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。

(3) この仕様書に定めのない事項については、本市担当職員と受託者で協議のうえ、決定する。

(4) 本業務に関して、本市が提供する資料等業務上知り得た情報については、他の目的に使用してはならない。また、これらに関して本市の了解なしにこれを公開してはならない。

(5) 受託者が本市の所有する書籍や報告書類を借り受け、これを紛失または破損した場合、受託

者の責任においてこれを修繕、若しくは補償しなければならない。

- (6) 本件の成果物に対する著作権等の権利は、全て横浜市に帰属し、受託者はその成果物を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。また、横浜市の判断により二次使用することができるものとする。